

令和2年6月12日 生活環境委員会 議事録
10時00分 開会

○出席委員 (8人)

委員長 北地 範久

副委員長 日域 究

委員 細川 雅子、藤川 和弘、原田 孝徳、中川 智之、賀屋 幸治
和田 芳弘

○欠席委員 なし

○北地委員長 定刻より少し早いですけども、定足数に達しておりますので、ただいまから生活環境委員会を開会いたします。

開会に当たり、市長に御挨拶を頂きたいと思います。

市長。

○入山市長 生活環境委員会、開催ありがとうございます。よろしく御審議お願い申し上げます。

○北地委員長 どうもありがとうございました。

議事に入る前に、委員と執行部の皆様をお願いを申し上げます。

委員会での質疑につきましては、会議規則第56条の規定では3回までとなっておりますので、御協力のほどよろしくお願い申し上げますとともに、執行部の皆さんにおかれましても、再質問の必要がないよう簡明なる答弁を合わせてお願い申し上げます。

答弁をされる場合は、委員長が指名をいたしますが、職名等の指名がなかったときには、課名と職名を名乗ってから答弁をお願いしたいと思います。

また、発言の際には、マイクのスイッチを入れ、マイクに近づいて発言をされるようお願いいたします。

なお、本日につきまして、執行部のほうから審査予定の議案につきましては、補足説明がない旨、連絡を受けておりますので、あらかじめお知らせしておきます。

また、いろいろな資料を作っていただきまして、ありがとうございました。

それでは、議事日程に従って進めさせていただきます。

日程第1、議案第54号大竹市手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、これより質疑に入ります。

本件では、質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありませんでしょうか。

日域副委員長。

○日域委員 通知カードが廃止されるというのが、この前段階でありましたよね。だから、通知カードの発行の手数料が要らないという話でよかったですね。マイナンバーカード。

それで、皆さんがマイナンバーカードを作るのが一番いいんだと思いますが、もちろん住民票にも欄があるんですけども、私いつも不満なんですけども、住民票に個人番号を書くということに対してですよ、国を挙げてね、物すごくアレルギーがあるんですよ。大

が小を兼ねるじゃなくて、書いてあったら受理しないとかね、そんなことを役所が堂々と言うんですけども、同じ料金払ってですよ、マイナンバーも書いてあるし、住基のコードも書いてあるし、本籍も書いてあるし、記載内容が多いというのが、私から見たら一番合理的な気がするんですけども、黙っとったら何にもないを出すという、住民票の窓口の対応の仕方っていかなもんかなと。

ましてや、今度、通知カードが廃止されたら、あれ見ろと言うわけですからね。取りに行ってもですよ、マイナンバーの記載がないとなったら合わない話なんですけどもね。

そのあたり、対応どうなるんですか。

○北地委員長 佐伯主幹。

○佐伯市民税課主幹兼戸籍住民係長 住民票への記載事項に関してということで、お答えをさせていただきます。

先ほど、委員がおっしゃられましたとおり、住民票のほうには、氏名、生年月日、住所等のほかに住民票コード、マイナンバーというのを住民基本台帳法上では、載せることができるんですけども、基本としては住所、氏名、生年月日、性別という項目を載せるというのが原則なので、それ以外のものを載せる場合には、基本はお客様に、どの項目を入れますかというのを伺いして、これを入れます。世帯主と続柄を入れますとか、本籍を入れますとかというのを確認させてもらった上で、交付をしています。

例えば、車の登録をしますとかですね、そういった場合でしたら、続柄とか本籍も、マイナンバーもちろん要りませんので、そういったものがない、基本の情報だけのものをお出しすると、大竹市の窓口では対応させてもらっているんですけども、マイナンバーとかは、特に必要がありますと言われたときしかお出しをしていませんので、いつのときでも、全部を載せてるとか、全然載せないとかいうことではありませんので、窓口で適宜、こういう項目が要りますとおっしゃってくだされば、そういう項目が載った住民票をお出しするようにはしております。よろしくお願いいたします。

○北地委員長 日域副委員長。

○日域委員 マイナンバーがですね、機能しないことって、今回、新型コロナウイルスでもすごく分かったじゃないですか。

私、3月定例会でネウボラ絡みですよ、そんな話をしたかもしれませんが、税金の情報を見るにしても載ってない。今回、知ったことはですよ、マイナンバーの中の識別情報というのは、住所、氏名、生年月日、性別ですかね。

私、驚いたのは、マイナンバーを持つ人間が住所変更するときに、マイナンバーカードを出して、その中に記載してある住所を変えるというんですけども、変えなくても住所変更はできると、なおかつマイナンバーカードは生きています。だから、マイナンバーカードのデータと住民基本台帳の中身が違っている可能性がある、そういうふうなことですよ、今回のですよ、新型コロナウイルス絡みですよ、オンライン申請したときのね、トラブルの一つの原因になっている、私から見たら何やっているのか、さっぱり分かりませんよ。

だから、例えばクレジットカードで1回お金払わなかったら止まるじゃないですか。だ

から、住所変更してくれという市民が来て、ノーとは言えませんよね。住所変更するのは絶対的な権利ですから。そのときに、住所変更するけども、そのときにカード出さなかったら、そのカードは機能をとめるという手もあると思うんですが、日本の行政って、何でその辺がね、欠落してるんかなって思います。

要するにダブルスタンダードになるわけですよね、その瞬間からね。だから。大竹市独自でどうこうせえと無理ですけども、ぜひ、そういうことを、改善してほしいなと思います。これは要望です。よろしくをお願いします。

○北地委員長 他に質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○北地委員長 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に対する討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○北地委員長 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は、原案のとおり可決すべきものと決して、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○北地委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第2、議案第55号大竹市重度心身障害者医療費支給条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、これより質疑に入ります。

本件に関し、質疑の通告を受けておりますので、発言を許可いたします。

中川委員。

○中川委員 おはようございます。

また、勉強不足で知らないことばかりなんですけど、知らないから聞くんですけど、これは、重度心身障害者医療費支給制度に、人口呼吸器をつけた方を含めるということで県が行うということで条例が改正されるということだと思ってるんですけど、この中で市長が認める特別な事情というのが出てくるんですけど、これは一体どういうことなのかということをお聞きしたいんですけども。

あと、新旧対照表ですか、それをもらったときに、中に特別な事情があると市長が認めた者とあったんですけど、その辺、具体的な要件があれば、お答え願いたいと思います。

それともう一つが金額、どれぐらい医療費かかるのかと、聞こうと思ったんですけど、これもホームページを見るとですね、そのことも出てましたので、できればお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○北地委員長 松重課長。

○松重保健医療課長 それでは、一番最初の御質問ですね、特別な事情があると市長が認めた者とは何かという御質問にお答えさせていただきます。

人工呼吸器その他の生命維持に欠くことのできない装置を装着していることについて、特別の配慮を要する者であることを言います。その特別の配慮を要する者とは、継続して常時生命維持管理装置を装着する必要がある者であること。

二つ目に、日常生活動作が著しく制限されている者であること。この二つの要件を満たすものを言います。

県知事が認めた者というのは、この市長が認めた特別な事情と同じものになります。そして、金額についてでございますけれども、大竹市が把握している人工呼吸器装着者は3名おまして、その方の平成31年4月の医療費、総医療費10割部分を平均しまして、1人当たりを平均しますと約100万円ということでございます。

以上です。

○北地委員長 中川委員。

○中川委員 これは、すみません。関連しているということなんで、広島県だけということなんですかね。山口県とかは含まれないということなんですかね。

○北地委員長 三浦主幹。

○三浦保健医療課主幹兼国保年金係長 今回の人工呼吸器等装着者の所得制限の廃止するという件につきましてはですね、今、広島県のほうが聞いておりますのは、広島県が調査している範囲ではですね、他の県にはないというふうにお伺いしております。

以上です。

○北地委員長 中川委員。

○中川委員 はい、ありがとうございます。

ということは、つまり大竹市では認めているけど、岩国市では認められないということもあるわけですね、分かりました。

いずれにしても、障害を持っている方というのは、大変な思いをされていると思いますので、どうかよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○北地委員長 三浦主幹。

○三浦保健医療課主幹兼国保年金係長 すみません、補足でですね、今回のような、人工呼吸器に特化して、その所得制限を撤廃するというのがですね、他にないと。他の県ではですね、そもそも所得制限自体ないという県もあると聞いています。以上でございます。

○北地委員長 よろしいですか。

他に質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○北地委員長 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

続きまして討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○北地委員長 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件は、原案のとおり可決すべきものと決して、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○北地委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第3、議案第56号大竹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、これより質疑に入ります。

本件に関して質疑の通告を受けておりますので、発言を許可いたします。

藤川委員。

○藤川委員 おはようございます。よろしくお願ひします。

議案第56号ですね、補足資料、用意していただきました。ありがとうございます。

この補足資料のですね、簡単な説明をしていただきたいのと。

今の現状とですね、この議案第56号の改正後では、何がどのように変わるのか、できれば具体的にですね、事例で説明していただければと。

それと、あともう1点ですね、家庭的保育の卒園後にですね、保護者の希望で優先的に次のステップを受けてくれるのかという、すみません、この2点お伺ひします。よろしくお願ひします。

○北地委員長 神代福祉課長。

○神代福祉課長 それでは、藤川委員の御質問にお答えいたします。

今回の改正で、大竹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、まず第6条ですけども、これは大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第42条が同様になりますけども、地域型保育事業には、その保育事業を支援する連携施設を保育所・幼稚園・認定こども園の中から確保しなければならぬこととされております。

多くの地域型保育事業所が連携施設を確保できず、全国的な課題となっております。

連携施設となる、保育所などには、次の三つの役割があります。

1つ目が、地域型保育事業所には、地域型保育所の乳幼児に集団保育を体験させるため、機会の提供や園庭の開放、保育相談などの保育内容を支援する役割。

2つ目が、地域型保育事業所の保育士などが急病などになった場合、代替で保育を提供する。

3つ目が、地域型保育所を卒園する乳幼児に対し、3歳児の受入先となるというような役割でございます。

今回の改正は、その3つ目の卒園する3歳児の受入先となるという項目の条件緩和でございます。

市町村が先行利用調整などの方法により、地域型保育事業の卒園児への保育提供を確保できるのであれば、卒園後の受入先を不要とするものでございます。

これまでも、連携施設の確保については、改正前の第6条で不要とするというような規定はあったのですが、これに新たに不要となる規定を追加するものでございます。

なお、先行利用調整というものは、地域型保育事業の卒園児を、それ以外の子供に先行して入所受付や入所審査をするものでございます。主には、大都市部をはじめ3歳以上の子供に待機児童が発生する地域に関わる条件緩和となりますので、本市では3歳以上の定員については、現在のところ十分余裕がある現状でございます。

次に、居宅訪問型保育事業に関する改正でございます。

居宅訪問型保育事業は、希望すれば全ての方が利用できるというわけではなく、障害、疾病の程度が重いため集団保育が著しく難しい乳幼児であることなどの要件が定められております。

この要件に、保護者が疾患や障害などにより、子供を養育することが難しい場合もサービスを利用できるよう要件を加えるものでございます。

以上になります。

○北地委員長 藤川委員。

○藤川委員 ありがとうございます。

とても分かりやすかったです。子育て世代、やっぱりね、疾患や障害のあるお子様をお持ちの方は、不安なことが多いと思うんですね。ただ、大竹市が出しているものを見に行かない、聞こうともしないということは僕らも悪いと思うんです。しかし、周知するということはとても大事だと思うんですね。今後とも、こういう制度があるぞというのを知らせて行ってほしいと思います。

以上です。

○北地委員長 よろしいですか。

他に質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○北地委員長 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

続きまして討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○北地委員長 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件は、原案のとおり可決すべきものと決して、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○北地委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第4、議案第57号市道路線の認定についてを議題といたします。

説明員の交代ありますので、少し時間を頂きます。

それでは、これより質疑に入ります。

本件に関し質疑の通告を受けておりますので、発言を許可いたします。

賀屋委員。

○賀屋委員 それでは、何点かお尋ねをしたいと思います。

まず、この市道認定に当たって、経緯ですね、議案の概要のほうに平成30年度から広島県実施の治山事業に際し、工事用道路として拡幅されたとあるわけですが、市道認定をすることになった経緯は、県のほうから、そういう要請があったのか。それとも、廿日市市のほうからあったのか、それとも地元からあったのか。その辺の経緯が分かれば、教えていただきたいと。

それと、延長と幅員がどうなるのかというのは、この添付されたる地図を見ると、あそここの恵川左岸の、もともと2メートルぐらいしかなかった道を、工事用道路として3メートルぐらいに広げたんでしょうけども、そのときに山側の法面の確保のために山を切ったということがあったんでしょうけども、それによって、認定しようとする路線の延長と幅員ですね、今から決定をするのかも分かりませんが、そのあたりがどうなるのかと。

それと、次にですね、用地処理、もともとあった2メートルぐらいの道、その地権者ですね、あそこは護岸敷なのか。それと、拡幅された部分については、もともと山だったので、民地ということなんでしょうけども、その辺の、民地であれば、その用地の処理ですね、所有権移転等どういうふうにするのか、もうしているのか、そのあたりですね。あわせて当然、恵川の河川区域になっているんでしょうから、そことの関連ですね、それをどういうふうにするのか。

それと、認定をするメリットとデメリットですね、工事用道路で、工事は終了したんで、あとはそのままの形で、いわゆる認定外道路として置いておくことも可能ではないかと思うんですけども、そうするとわざわざ認定をするというためのメリット、認定しなかったときのデメリット、そのあたりをお聞かせ願いたいと思います。

まず、その4点、お願いします。

○北地委員長 廻本課長。

○廻本土木課長 4点ほどありまして、まず1点目、市道認定をすることになった経緯ですね。平成30年度から広島県が治山事業として行って、工事が終わった後に仮設道という形の、元に戻すというのが基本の方針で、工事は行ってましたが、地元の市民の方からそのまま、その仮設道を残してという要望がありまして、そのため、廿日市市と協議した結果、大竹市民の使用する道路として、大竹市が維持管理するというので現在、できれば、大竹市で管理する流れになっています。

次に、道路の延長と幅員ですが、延長は約54メートル、幅員は約3メートルという形になっています。

次に、用地の関係なんですが、賀屋委員が言われました用地の処理についてはですね、現在、工事用道路の部分については、もともと河川の建設省の土地に、一部はなってます。

なおかつ大竹市の土地も一部あります。また、さらに民地もありまして、今後の処理については、また廿日市市といろいろ協議をしながら進めていきたいと思っています。

次に、これは市道の認定をしたら、何かメリットがあるかということなんですが、地方交付税の算定や、土木課に関係することでは、市道認定であればですね、大きな災害が起こった場合に、道路の災害復旧ということも対応できると思っております。

以上です。

○北地委員長 賀屋委員。

○賀屋委員 大体分かりました。

まず、経緯ですけれども、工事用道路を3メートルに拡幅して、法面を切らせてもらうと、それをじゃあ元に戻すというても、切った法面は戻すわけにいかないので、それはもう、そのままの形でもね、仮に認定されなくても、利用する人については支障がないのではないかなと思うんですけれども、それをあえて、さっき言った認定をすることについては、メリットがあるよねということで認定をしたら、この延長54メートルじゃなしにですね、もう少し下流まで家がありますよね。家がある最後のところなので、突き当たりまで、逆に言えば、この地図でいうと恵川の落合橋から松寿園橋、そこまでついでに認定だけね、かければいいのなら、かけとけば、そのことによるメリット、交付税算定の基準に入ることであればね、工事を実施する、しないは、また今後の話で、認定だけするという方法もあるんじゃないかなと思うんですけれども、そのあたりの考え方をお聞かせを願いたいと思うんですけれども。

それと、先に大竹市が、この認定をして、所在が廿日市地籍になるから、廿日市市のほうでも、この議案にある道路法抜すいのところに書いてありますけれども、当該市町村の議会の議決を得なければ承諾をすることはできない。これは、だから廿日市市は議会の議決を得なければ承諾をすることができないということですよ。

そうすると、まだ廿日市市のほうには、大竹市の承認、議会の議決をもって廿日市市のほうに市道認定できたので、廿日市市の市域の中に市道として認めてほしいということ、承諾をお願いするということになるんでしょうから、形の上では、大竹市のほうが市道認定したいからということでスタートしておるといような格好に思うんですけれども、その辺が、先ほど言いましたように、メリットがはっきりしないので、そのあたりの考え方をお願いをしたいと思うんですけれども。

それと、ほかにもね、廿日市地籍の中の市道認定をしているところがあるかなと思うんですよ。まだ完全に、どういいますか、市道としての道路形態があるけども、いわゆる道路施設が、まだ完全にそろってない形の中で認定をしているところ、廿日市市地域の中に、大竹市で市道として認定しているところが何か所かあるかなと思うんですが、そのあたりと同じように考えればね、さっき私が言いました延長54メートルじゃなしに、もう少し延ばして認定をしてもいいんじゃないかなと思うんですが。

それと、この時期に認定を改めて出したということそのものが、3月定例会で道路の何本か市道認定議案がありましたよね。そのときに、これが漏れておったのか、どうしても、この時期でないと出さないといけないのか、もう少し待って、ほかに認定する行為が、路

線があれば、それと一緒にね、出すという方法もあるんですが、どうしても、この6月定例会に出さないといけなかったという理由というのはあるんですかね。そのあたりをお願いします。

○北地委員長 廻本課長。

○廻本土木課長 回答の順番が前後するかもしれませんが、先に、この時期に道路の市道認定を出したというのはですね、先ほど、この道路法の第8条の第3項になるんですが、廿日市市の承諾です。3月20日に廿日市市の議会のほうで議決を頂いた後に、大竹市が今回、この認定の議案を出させていただいています。ですから、廿日市市に承諾を頂いた後に今回の、時期的には、すぐと、一番いいのは3月定例会に出せばよかったんですが、廿日市市の議会が終了するのが、大竹市の議会と少し期間が違いましたので、そのために、今回の6月定例会に出させていただきました。

それと、今の市道認定についてなんですが、大竹市の土木課としては、近年、市道認定を行うものにつきましてはですね、新しく整備されたもの、または整備計画があるところについて現在、認定を行っている状況でございます。

法面を切ったところ、元に戻さないかということなんですが、これ治山事業のときに実際、当初、あの細い道を使うのか、もしくは仮設の橋梁をかけて砂防ダムのところまでいくという提案がありました。その中で、工事の予算の関係等もあると思うんですが、工事用道路をつけたという経緯があります。元に戻さないというのは、先ほども言った市民の方が今後も生活道として使用していくということで、そのまま残した状態になっています。

落合橋から松寿園橋までの市道認定ができないかということなんですが、先ほどの市道認定道路もですね、市道認定のかけるか、かけないかという考え方も今後、整備されたものを市道認定を行っていますので、現在、そこまで行く予定はありません。

以上です。

○北地委員長 賀屋委員。

○賀屋委員 分かりました。すぐに整備する予定もないので、できたところしか認定をかけませんよということのようでございます。

それで、さっきの幅員が3メートルというのは、法面を切った部分というのは、民地なんだろうけども、広げたところ、もともと山があって、そこが簡易な吹付けはしてあったと思うんですが、それを拡幅するために、もう1回切り直して、それからまた、モルタルの吹付けをやられておるみたいですけども、そこそのものは、今度、市道として道路区域に入るんじゃないんですか。そのあたりは、どうなるんですか。

そうすると、幅員が3メートルというんじゃないんじゃないかなと思うんですが。有効幅員として3メートルかも分からんけども、道路敷として、そこが入るのかどうなのか。今度、用地の処理の部分も、そこがかかると思うんですけども、そのあたりの考え方をお願いします。

○北地委員長 辰川課長補佐。

○辰川土木課課長補佐兼管理係長 幅員の3メートルは、おっしゃるとおり有効幅員を示しております。今後、今ところは国土交通省がお持ちの土地に関しては、区域には入れるつ

もりであるんですが、その後、民地のほうに関しても、いろいろな形で協議が整えば、その法面までは入れることも考えております。

以上です。

○北地委員長 3回終わりました。

他に質疑はございませんか。

日域副委員長。

○日域委員 すみません、今の賀屋委員の質問の答弁で、一つ気になったんですけども、大竹市の所有地と廿日市市の所有地と民地があると聞こえたんですが、合ってますか。

私ね、国とか県とか市同士のことね、それはまあ行政でやったらいいと思いますが、行政が、トラブルのもとを作らないというのは大事なんですけども、その民地の所有権は民地のままでですよ、廿日市市とか大竹市とかね、国はどうか、県はどうか知りませんが、市道認定するとか言ってもですよ、その前に所有権を取得することが先じゃないかと思うんです。そう思いません。

人の土地をですよ、勝手に、取得するというのは、私は行政の横暴だと思うんですが、ただ、もともとが工事用道路ですから、要は工事が済んだら元へ戻すというのが大原則なんですよね。そしたら戻したらいいんですけども、そこでね、よくね、方向転換するわけですよ。それがね、トラブルのもとになってる事例を知ってるから思うんですけども、道路にすると決めたら、まず所有権を取得するのが一番かなと思うんですが、そのあたりはどうなんですかね。

逆にね、早い段階で話をしたら、納得する話がですよ、道路造ってしまったらね、市役所もあと行け行け、これは面白いぞと反対する人もいるかもしれません。そういうことも含めてね、周辺整備をきちんとしてから、こんなとこでやるべきなんですけども、それができてなかったら、私から見たら、県の落ち度ですよ、これが県の工事であればね、ちゃんとしないと、という気がします。そのあたりどうですか。

○北地委員長 辰川課長補佐。

○辰川土木課課長補佐兼管理係長 すみません。先ほど民地の法面に関してなんですけど、一応、工事に関しては、県のほうが協議を行って承諾を得ています。大竹市のほうとしては、今後、市道認定に入れるかどうかの、地権者に協議はさせていただいているんですけど、まだ、方向がですね、例えば、権原を大竹市に移すという方法とかもあると思いますし、実際、無償貸付とかの契約をさせていただくという方法もあると思いますので、また、今後、地権者とは協議していこうと思っております。

以上です。

○北地委員長 日域副委員長。

○日域委員 そうですよ。そんなもんだと思いますが、多分、皆さん御存じだと思いますが、あるところにですよ、前に、そういう話があって、人間の気持ちって揺らぎますからね、勘違いもあるし、年取ったらですよ、記憶が曖昧になったりもするんですけども、まあこういう、これも砂防堰堤ですか、何か、そんなものを造るときに、どうしても道がないところって多いですよ。当然、工事用道路を造るんですが、道路ができてみると、住

民から見たら、いいわけですよ。いいのができたじゃん、いや、これ壊しますからと言うたらですよ、いや置いとってねとなるわけですよ。

それで、皆さんがね、協議をすればですよ、多勢に無勢という言い方、変ですけども、その地権者がいいと思ってもですよ、その人は、私は嫌だと思ってもですよ、皆さんが賛成したらですね、賛成の方に話が流れていくんですけども、後になってみたら、法面の場合、どうか知りませんよ。ましてやそれが車が通るようなところであったりしたときにはですね、後から思い出したように、あれうちの土地ですよと、登記見ても、ちゃんとね、公図を見ても、自分のだと、おまえら通さないと言い始めるわけですよ。起こる前に処理しておれば何も起こらない。その辺はつかんだら当然なんですけども、それ準備してないということですね。法面だったらね、あんただけどうぞと言うても、どうしようもないですけども、ただ、事業の進め方として、そういうトラブルを生まないようにしてほしいなと、これは、木野地区にね、事例があるんですけども、私のとこまで言ってくるかと思いますが、私も何度か行きました。話がどんどんエスカレートして、最後には、あの近所にね、元市の職員がおると、あいつらええことをしているという、多分、関係ないですよ。関係ないけど、そこまで妄想って広がるんですよ。

だから、そういうことをね、きちんと手順を踏んで、その人が嫌だったら、極端に言えば、やらなければいいというか、さっきの賀屋委員の質問じゃないけども、市道認定においてもですよ、さほどしなくちゃいけないかと、そんな切羽詰まった状況でもなさそうだし、目的の工事が済んだのであれば、それでいいような気もしますしね。ここで要らんことを突っ込んで、仕事が増えたり、市民の不満や民間からの不満が、もし発生したらですよ、要らんことですよ。その辺はちゃんとやってほしいなと思いますよ。

これ以上、私、材料持ってないんで、何とも言えませんがね。一般論でいいんですけどもね。それはもうあれですか、民間の方がね、もう話がついていて、今回は少なくとも所有権の移転をするわけですね。所有権の移転か、無償でもね、何でもいいですけども、多分このケースは、それを何もしないまま、ずっと放置しているから、今に至ったんだろうなと思いますけど、木野地区のケースも、私、登記簿とか公図とか見たことじゃないんですよ。御本人がおっしゃるのを聞いて思っただけで、そこは、それ以上、分かりませんが、やっぱり行政はトラブルのもとを作ってほしくないというのがありまして、その辺、気を付けてやってほしいと思います。要望です。

○北地委員長 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○北地委員長 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○北地委員長 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件は、原案のとおり可決すべきものと決して、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○北地委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしましたので、生活環境委員会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

10時40分 閉会